

令和5年度の週休2日制工事について

【対象工事（公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く）】

（1）発注者指定型

- ア 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- イ 設計金額が4,000万円以上の工事
- ウ 災害復旧等の緊急性がない工事

（2）受注者希望型

- ア 設計金額が1,000万円以上の工事
- イ 災害復旧等の緊急性がない工事

※対象工事は、公告時に特記仕様書に記載されますので、積極的な取組みをお願いします。